

～ 地域で取り組む 高齢者の介護予防・生活支援 ～

- ・訪問型支援
- ・配食支援
- ・見守り支援

要支援者等を含む高齢者に配慮した事業を実施する活動団体を補助金で応援します！

補助金額（条件あり）  
活動費：最大 60 万円 / 年間  
※後期申請は、半年分の 30 万円



買い物代行、調理、  
ごみ出し等の生活支援  
(訪問型支援)



栄養バランスのとれた  
食事の提供  
(配食支援)



定期的な訪問  
による見守り  
(見守り支援)



横浜市では、歳を重ねても、ちょっとした周りからの手助けが必要になっても、住み慣れた地域で積極的に暮らせる、ポジティブ・エイジングな社会を目指しています。そんな誰もが支え、支えられる地域づくりを、横浜市が応援します！

Q1

どんなことをやると、  
補助金がもらえるの？



Q2

住民主体のボラン  
ティアとは？



Q3

要支援者に配慮した  
活動とは？



Q4

いつまでに、どうやって申請書  
を出せばいいの？補助金をも  
らった後のスケジュールは？



次のページへ

申請期間

令和 2 年度前期 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービス B）

【後期申請期間】 令和 2 年 6 月 15 日（月）～ 7 月 10 日（金）【消印有効】

【後期補助対象期間】 令和 2 年 10 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

【申請先】 横浜市健康福祉局地域包括ケア推進課 【郵送(レターパック等で受付)】

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

※補助金は、10 月のお支払いを予定しています。

事前のご相談先

食事の提供を伴う場合は、事前に、  
各区の生活衛生課へもご相談ください。



- 日常生活圏域（主に中学校区程度）で活動をしている場合（予定を含む）
  - ☞ 各地域ケアプラザ及び特養併設地域包括支援センターへご相談ください。
- 区域での活動をしている場合（予定を含む）
  - ☞ 各区社会福祉協議会または、区役所高齢・障害支援課 高齢者支援担当へご相談ください。
- その他、補助制度等に関するお問合せ先
  - ☞ 横浜市健康福祉局地域包括ケア推進課
  - TEL : 671-3464、FAX : 550-4096、E-mail: kf-zai-hojyo@city.yokohama.jp

活動エリア内の地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、区役所（高齢・障害支援課）へ事前相談をお願いします。  
補助金の申請の詳細は、横浜市のホームページから「手引き」をダウンロードして、ご確認ください。



<手引きの入手方法>

- 方法1 ● 横浜市 サービス B で検索
- 方法2 ● スマートフォン等で、右のQRコードを読み込んでリンクからご確認ください。



Q1

どんなことをやると、補助金がもらえるの？



**住民主体のボランティアが、要支援等の自宅に定期的に（週1回以上）訪問し、**

- ① 買い物代行や、調理、ごみ出し等の生活支援
- ② 栄養改善を目的とした配食や見守り、
- ③ 定期的な訪問による見守り

のいずれかの活動を行い、そのうち、**活動を利用することが介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等に位置づけられた要支援者等（※1）への支援の提供回数（※2）が、年間 240 回以上である場合**

→（前期申請）活動費 60 万円/年間、（後期申請）活動費 30 万円/半年 を補助します。



**※1 サービス B における「要支援者等」とは・・・**

次の①及び②の条件を両方とも満たす方を、サービス B における「要支援者等」と呼んでいます。

- ① 要支援 1 または、要支援 2 の要介護認定がある方

または、

要支援相当で、地域包括支援センターや区役所等が、基本チェックリストを活用して、本人同意の元、事業の対象となった方（事業対象者） ※本人の意思と関係なく介護申請や更新は行いません。

**介護保険証**

介護保険証の「要介護状態区分」が、

- 要支援 1
- 要支援 2
- 事業対象者のいずれかである方

**基本チェックリスト**

- ② 地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメント等でサービス B の活動を利用することが、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等(※)に位置付けられた方

※介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等は、手引きを参照してください。

**介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等**

支援計画	サービス種別	事業所(利用先)	期間
介護保険サービス又は地域支援事業(総合事業のサービス)	横浜市通所型支援	サービスBの活動団体名(サロン名称)	
地域のサロンに通うことで、外出の機会を確保し、近所との繋がりをつくらせたり、介護予防に資するプログラム(脳トレ・歌など)に参加する(週1日程度)	横浜市訪問型支援	サービスBの活動団体名(活動名称)	
話し相手・見守り・ごみ出し等、生活支援等を通じて、在宅生活を見守る(週1日程度)	横浜市見守り支援		



## ※ 2「支援の提供回数」年間 240 回の数え方について

- 活動を利用することが、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等に位置づけられた要支援者等（★）への提供回数を「支援の提供回数」とします。そのため、**要支援 1・2 の要介護認定はあるが、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等に活動を利用することが位置づけられていない要支援者や、元気な高齢者への支援などは、本事業の年間 240 回の実績とはなりませんので、注意してください。**
- 実績としてカウントできるのは、**原則 1 人につき、週 1 回まで**です。  
※介護予防ケアマネジメント等の結果、**週 2 回以上の活動が介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等に位置付けられる場合は、1 人につき最大週 2 回まで実績としてカウントできます。**  
(カウント外とはなりますが、1 人につき週 3 回以上の支援を妨げるものではありません)

例：月～金の週 5 日、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等に位置づけて配食を利用している方の場合  
4 月の利用は、週 5 日×4 週＝20 回ですが、1 人につき、最大週 2 回までが実績なので、  
このうち、週 2 日×4 週＝8 回が、実績となります。



Q2

### 住民主体のボランティアとは？



本事業は、利用されている方が活動を通して地域とのつながりを深め、週 1 回の利用がない日も、日頃から住民の方が見守ってくれる安心感や、ちょっとした困りごとを住民同士で解決する支えあいの輪を広げていくことを目的としています。そのため、住民主体のボランティア（有償・無償）が活動に関わっていることを重要視しています。

メンバーの中に、近くに住むボランティアの方がいない場合は、地域ケアプラザや区社協、区役所と相談の上、近隣住民ボランティアの方との連携が出来ないか相談してください。



Q3

### 他の補助金とどう違うの？ 要支援者に配慮した活動って？



要支援者の方は、ちょっと生活に不便を感じたり、加齢とともに、足腰が弱くなり外出しづらくなっている方もいらっしゃいます。地域ケアプラザ等から聞いた、要支援者の困りごとへ寄り添いながら、出来るところを話し合っ活動内容を検討してください。困りごと全てを支援するのではなく、要支援者の方が自分で出来そうなことは一緒にやったり、思い切っご本人にお願いする等、いつまでも、住み慣れた地域で暮らしていくための、「自立した生活の支援」ができるよう配慮してください。

以下には、既に活動を始めていただいている方が工夫されている例をあげましたので参考にしてみてください。

#### 外に出かけるきっかけ・楽しみを伝える

・訪問の際、地域で実施されるイベントや行事予定などをチラシをお渡しして、利用者が、外出したり、地域の方と交流をするきっかけを作る。



#### 一人暮らしで日頃から、簡単なもので食事を済ませがちな高齢者の方には

・お弁当や食事を提供する場合は、出来るだけ栄養バランス等に配慮する。  
・家でも取り入れられる豆知識があれば、一緒に伝える。



#### ちょっとしたことならご自分で出来そうな方には

・最初は一緒にやったり、1 人でも出来そうな場合は、声をかけながらお願いしてみる。  
※どこまでなら自分でできて、どこまでの支援を希望されているのかよく話を聞いてみましょう。



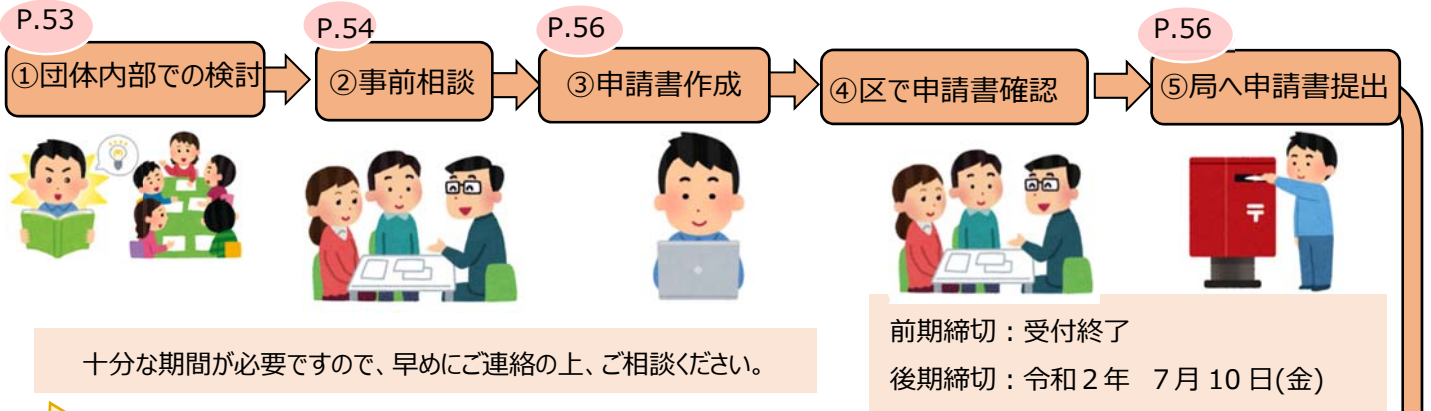
Q4

### 申請書の提出から、活動報告までの流れは？

※ページは、手引きのページです。

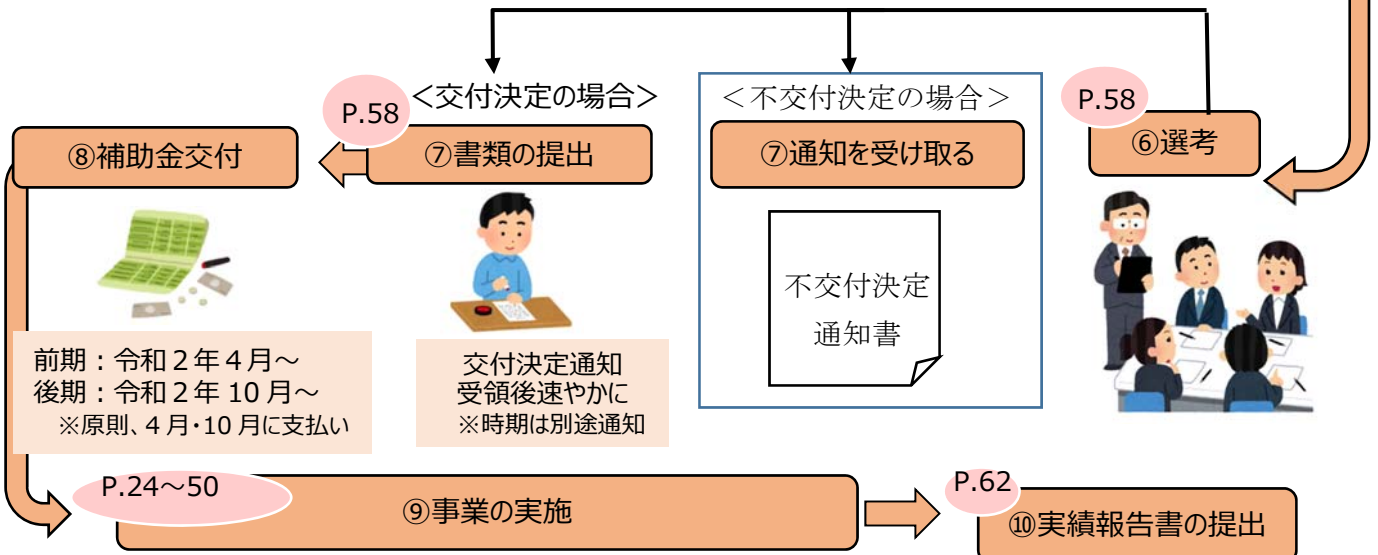


### < 事前相談から事業完了までのプロセス (スケジュール) >



細かい要件がありますので、まずは、手引きをお読みください。

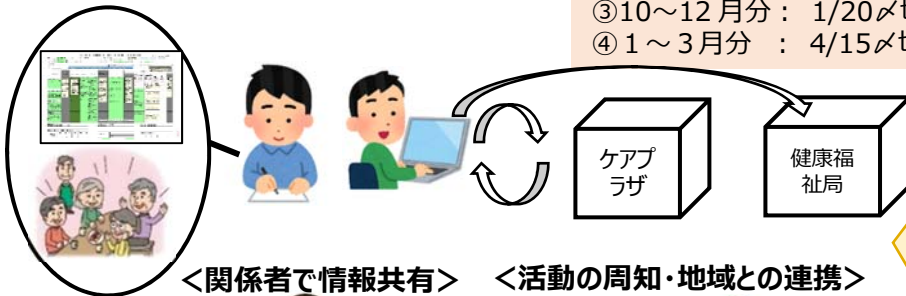
活動内容（提供する支援の内容）が、事業の趣旨や、地域のニーズとあっているかを確認する必要があります。活動するエリアの地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、区役所へ、必ず事前に電話で打合せ日時をご連絡の上、余裕を持ってご相談ください。



### < 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等をもとに、四半期ごとに実績を報告 >

- ①4～6月分：7/20〆切
- ②7～9月分：10/20〆切
- ③10～12月分：1/20〆切
- ④1～3月分：4/15〆切

締切：令和3年4月15日(木)  
※前期、後期ともに同じ締切です。



事業実施にあたっての運営の基準、ポイントがありますので、必ず手引きP.24～の第3章をご確認ください。

補助金の交付が決定した後も、適宜、要支援者を始めとする利用者の状況を共有したり、ケアマネジャーに活動を周知するなど、関係者と連携しながら進めていきましょう。